

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.150

No.150 2019.6.20

■ 法律家 6 団体連絡会が集会

6/10 夜、参議院議員会館にて、改憲問題対策法律家 6 団体連絡会と安倍改憲 NO!全国市民アクション共催で院内集会「自民党改憲 Q&A 徹底批判」が開催されました。自民党改憲 4 項目（自衛隊明記、緊急事態条項、教育充実、選挙区の合区解消）について 4 人の憲法学者が解説、野党議員からの国会情勢報告がありました。労働弁護団から梶山幹事長が連帯の挨拶をしました。



安倍政権は 2020 年の新憲法施行を目指して今国会で憲法審査会を動かし改憲手続法の審議・採決を狙っていましたが、野党が結束して対応し、強行を許さない状況を作ってきました。

労働弁護団も、労働者である自衛官の生命・身体を守り、また有事の際に徴用されることになる建設、医療、運輸などの労働者の権利を守る観点から、自民党の改憲に反対の立場を表明しています（2018 年 11 月 17 日「安倍政権のもとでの憲法改悪に反対する意見書」）。

法律家 6 団体連絡会が作成したパンフレット「自民党改憲 Q&A 徹底批判」はウェブサイトで公開されていますので、検索してぜひ一読下さい。自民党改憲案の問題点がコンパクトにまとまっています。

■ 6/25 は解雇の金銭解消制度学習会へ!

日本労働弁護団主催で解雇無効時の「労働契約解消金制度」勉強会を開催します。

現在、厚労省内に設置された「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」において、学者を中心にどのような「労働契約解消金制度」を作るかの議論が進められています。これまでに多くの論点が整理され、制度実現に向けた地ならしが整いつつあります。

違法な解雇であっても会社が金銭を支払えば労働契約を解消できる「労働契約解消金制度」は解雇規制を破壊する危険のある制度です。現在検討されている制度の中身とその問題点について、日本労働弁護団が検討し報告した上で、参加者のみなさんと意見交換をしたいと思います。

ぜひご参加ください!

日時：6 月 25 日（火）18:30～

場所：連合会館 203

2019年6月25日18時30分～(18時開場)
@連合会館203

解雇 無効時の「労働契約解消金制度」
学習会

主催 日本労働弁護団
〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
03-3251-5363 <http://roudou-bengodan.org/>

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790